



T N Y

TNY Legal Indonesia Newsletter

Issued 2025/12/03

No.07

CONTENTS

- 1 はじめに / Introduction
- 2 投資要件に関する新規制
- 3 2025年9月、10月に発出された主な法令情報（9月15日～10月14日） /
- 5 ご案内

Introduction

2025年9月時点で、インドネシアにおける中小零細企業の数は6,550万、GDPの61.9%を占めるとされています。バティック等、そのほとんどが個人、中小零細企業とされる手工芸品における分野では、2030年には、約38億米ドルの市場にまで上るとされるデータもあります。

2021年からは、そうしたインドネシア国内における中小企業と外資企業との競争バランスを取ることを理由のひとつとして、100億ルピアという高額な外資系企業の設立要件の設定がされていました。しかし、2025年10月2日に本要件を緩和する規制が制定されており、本規制の法令の一部をご紹介いたします。

また、2025年9、10月に発出された最新法令の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、村瀬yoshiyam@tnygroup.bizまでご連絡頂けますと幸いで

投資要件に関する規制変更

インドネシア投資・下流産業省（以下「BKPM」といいます）は2025年10月2日、BKPM規則2025年第5号（以下「新規則」といいます）を施行しました。本規則は従来のBKPM規則2021年第3、4、5号（以下「旧規則」といいます）を統一した形となります。従来には、外資系企業が会社設立後の事業許可取得に際して満たす必要がある最低払込資本金の金額基準が、100億ルピアだったのに対し、新規則においては、25億ルピアに引き下げられました。以下にて、新規則の主要な変更点について概説します。

1. 最低払込資本金

旧規則では、外資系企業の会社設立時に最低払込資本金が100億ルピア必要だったのが、新規則において25億ルピアに引き下げられました（新規則第26条）。一方で、外資系企業の土地、建物を除いた最低投資額（Nilai Investasi）の基準については、引き続き100億ルピア以上が必要となり、会社設立後、将来的に100億ルピア以上の投資を行うことが必要です（新規則第26条）。

ただし、事業への最低投資の判断基準において、一部規制緩和されており、旧規則では、飲食業において、1事業ロケーションごとに100億ルピアの投資が必要でしたが、事業ロケーションの定義が県（Kebupaten）、または市（Kota）単位となり、同県・市内であれば、複数の店舗等を営むことが可能となり、また、電気自動車充電ステーション事業においても、投資額が州（Provinsi）単位で計算されることが規定され、同州内であれば複数拠点での事業運営が可能です（新規則第26条）。さらに、100億ルピアの投資額は、土地建物を除いた金額で計算することが通例ですが、a)不動産業、b)宿泊施設、c)プランテーション、e)畜産、f)養殖に関する事業においては、土地、建物を投資額の判定に含めることが可能となりました（新規則第26条）。

また、事業活動が製造・加工経済特区（以下、「KEK」といいます）、ロジスティクス・流通 KEK、研究・デジタル経済・技術開発 KEK、観光 KEK、エネルギー KEK、および/またはその他の KEK 内の事業活動の場合は、投資事業分野に関する大統領令の規定に則るとされ（新規則第 26 条）、現行の投資事業分野に関する大統領令 2021 年第 10 号では、KEK 内の技術系スタートアップ企業の外国投資については、土地と建物を除く投資額が 100 億ルピア以下の投資が可能と規定されており（投資事業分野に関する大統領令 2021 年第 10 号第 8 条第 2 項）、今後、新規則の制定を受けて、新たに改訂されることが予想されます。

2. 払込資本金の引き出し

払込資本金は、払込時点から 12 カ月間、事業体の銀行口座から移動してはならないことが新規則において、新たに、規定されています。ただし、資産の購入、建物の建設および/又は、事業運営のための支出に用いる場合はこの限りではありません。また、事業許可はオンラインシステム（OSS システム）において、取得されますが、OSS システムでの事業許可取得申請時に、自己申告として申請内容や事業活動計画に虚偽がないことについて、表明手続きを実施することが新たに規定され、虚偽投資の防止についても強化しています（新規則第 27 条）。

3. 自動化

旧規則においても、OSS システムの導入により、電子一元化制度は存在しましたが、投資優遇や許認可プロセスにおけるシステムの自動化・連動は限定的でした。新規則では、許認可プロセスの廃止・撤回における OSS システムを通じた手続きにおいて、事業開始時に取得が必要となる土地利用に関するライセンス（KKPR : Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang）が取り消された場合に、基本事業者番号（NIB : Nomor Induk Berusaha）や事業許可（PB : Perizinan Berusaha）がシステム上で自動的に廃止される（新規則 360、362、363 条）ように変更されるなど、システムの連動化と自動化が進められています。

4. 移行措置/既存企業の扱い

すでに設立済みの外資企業は、所在地変更、資本金、投資額・事業分野の拡張において、資本金および最低払込資本金の金額について、旧規則の要件が適用され、従前どおり、事業運営を継続することが可能です（新規則第 395 条）。

5. LKPM 報告

事業許可の監督のため、旧規則では事業者が投資活動の進捗・実績を報告する義務が規定されており、LKPM（Laporan Kegiatan Penanaman Modal）と呼ばれる投資活動報告を行う必要があり、中小企業では半年ごと、外資系企業のような大規模企業は四半期ごとの提出が必要でした（BKPM 規則 2021 年第 5 号第 32 条）。

新規則でも、本報告義務は引き続き維持されていますが、旧規則では石油ガス上流部門、銀行、保険業における事業者は報告義務が免除されたのに対し、新規則では当該事業者にも報告義務が課されています（BKPM 規則 2021 年第 5 号第 32 条、新規則第 286 条）。

また、旧規則では投資実現額、雇用者数、生産、販売実績、輸入などについて報告するという内容のみが規定されていましたが、新規則では、さらに輸入における免税優遇を受けた機械・資材などの投資金額、事業分類別、所在地別の投資額（realisasi penanaman modal）についても報告が必要となり、報告内容が具体化されました（BKPM 規則 2021 年第 5 号第 33 条、新規則 289 条）。

6. 投資ステータスの変更

旧規則では、OSS オンラインシステム上で、内資企業から外資系企業への変更など、投資ステータスの変更に関して規定はされていませんでした。しかし、新規則では、OSS システム上において、投資ステータスの変更を行うことが明文化され、従来、投資変更の際には、システム上の再登録を行う必要がありましたが、システム上での変更手続きにより完結できることとなりました（新規則第 226、227 条）。

2025 年 9 月～10 月に発出された主な法令情報(9 月 15 日～10 月 14 日)/ Major updates on Legislations in May ~ June 2025 (May to June)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
15-Sep	Peraturan Pemerintah (PP) Nomor 40 Tahun 2025 tentang Kebijakan Energi Nasional 2025 年政府規則第 40 号 (国家エネルギー政策に関する規則)	Government Regulation
18-Sep	Peraturan Menteri Keuangan Republik Indonesia Nomor 65 Tahun 2025 tentang Prosedur Pelaksanaan Kegiatan Subsidi Bunga/Subsidi Margin untuk Pinjaman Program Perumahanaturalan 住宅プログラム向け融資に係る利子補給／マージン補給の実施手続に関する財務大臣規則 2025 年第 65 号	Ministry of Finance
19-Sep	Perubahan atas Peraturan Menteri Perdagangan Nomor 18 Tahun 2025 tentang Kebijakan dan Peraturan untuk Impor Barang Pertanian dan Peternakan 農産物および畜産物の輸入規制の改正に関する 2025 年貿易大臣規則第 18 号	Minister of Trade
22-Sep	Perubahan atas Peraturan Menteri Perdagangan Nomor 20 Tahun 2025 tentang Kebijakan dan Peraturan Impor Bahan Kimia, Bahan Berbahaya, dan Bahan Pertambangan 化学品、有害物質および鉱物資源の輸入規制の改正に関する 2025 年貿易大臣規則第 20 号	Ministry of Trade
24-Sep	Peraturan Direktur Jenderal Pajak Nomor Per - 18/Pj/2025 Tentang Tindak Lanjut Terhadap Data Konkret 具体的データ (data konkret) の措置に関する税務局長規則 2025 年第 18 号	Regulation of The Director General of Taxes
29-Sep	Peraturan Pemerintah (PP) Nomor 25 Tahun 2025 tentang Perubahan atas Peraturan Pemerintah Nomor 41 Tahun 2021 tentang Penyelenggaraan Kawasan Perdagangan Bebas dan Pelabuhan Bebas 2021 年政令第 41 号「自由貿易の運営に関する規則」の改正に関する政令 2025 年第 25 号	President of the Republic of Indonesia
6-Oct	Undang-Undang Nomor 16 Tahun 2025. Perubahan Keempat atas Undang-Undang Nomor 19 Tahun 2003 tentang Badan Usaha Milik Negara. 国有企業に関する 2003 年法律第 19 号の第四次改正に関する法律 2025 年第 16 号	President of the Republic of Indonesia
7-Oct	Perubahan atas Peraturan Pemerintah Nomor 106 Tahun 2021 tentang Kewenangan dan Struktur Kelembagaan untuk Pelaksanaan Kebijakan Otonomi Khusus Provinsi Papua パプア州特別自治政策の実施のための権限および機関構造に関する 2021 年政府規則第 106 号の改正	Government Regulation
10-Oct	Peraturan Menteri Pariwisata Nomor 6 Tahun 2025 tentang Standar Kegiatan Usaha, Prosedur Pengawasan, dan Administrasi 事業活動基準、監督手続および事務管理に関する観光大臣規則 2025 年第 6 号	Regulation of the Minister of Tourism

14-Oct	<p>Peraturan Menteri Investasi dan Hilirisasi/Ketua Badan Koordinasi Penanaman Modal Nomor 6 Tahun 2025 tentang Rencana Strategis Kementerian Investasi dan Hilirisasi/Badan Koordinasi Penanaman Modal untuk Tahun 2025-2029 投資・下流産業大臣兼投資調整庁長官規則 2025 年第 6 号 2025 年～2029 年投資戦略計画に関する BKPM 長官規則 2025 年第 6 号</p>	Ministry of Investment and Downstream Industry
--------	--	---

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

10月2日は「バティックの日（Hari Batik Nasional）」です。この日は、インドネシアの誇る伝統布「バティック」の価値を再確認し、国中でその美しさを称える日として定着しています。

官公庁や企業でもバティック着用が推奨され、街は華やかな柄で彩られます。バティックは地域ごとに文様や意味が異なり、それぞれに文化や歴史が息づいています。近年は若い世代のデザイナーが新しい感性を加え、伝統と現代が自然に融合する姿も印象的です。



本稿は、2025年12月1日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No.Kav. 3,
Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP

Facebook

LinkedIn